

新旧対照表

新	旧
<p>平成 30 年度高知県地域医療情報ネットワークシステム構築事業費補助金交付要綱</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第 2 条 県は、医療機関・薬局・介護系事業所等の医療・介護情報を ICT を活用して共有することができるシステムを整備するため、一般社団法人高知県保健医療介護福祉推進協議会（以下「補助事業者」という。）が行う地域医療情報ネットワークシステムの整備のための次に掲げる事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1) 補助事業者に設置する運営事務局の設置及び運営事業</p> <p>(2) 関係機関によりシステムの基本内容等について協議する協議会及びその部会の運営事業</p> <p>(3) 採用システムの評価及び検討に係る事業</p> <p>(4) システム構築の準備に係る事業</p> <p>(5) システムの周知に係る事業</p> <p>(6) システム導入支援（参加予定施設への啓発、現地調査及び地域ごとの説明会の開催をいう）に係る事業</p> <p>(7) システムの構築に係る事業</p> <p>(8) 参加施設のシステムの接続に係る事業</p> <p>第 3 条～第 11 条 (略)</p>	<p>平成 30 年度高知県地域医療情報ネットワークシステム構築事業費補助金交付要綱</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第 2 条 県は、医療機関・薬局・介護系事業所等の医療・介護情報を ICT を活用して共有することができるシステムを整備するため、高知県医療情報通信技術連絡協議会（以下「補助事業者」という。）が行う地域医療情報ネットワークシステムの整備のための次に掲げる事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1) 補助事業者に設置する運営事務局の設置及び運営事業</p> <p>(2) 関係機関によりシステムの基本内容等について協議する協議会及びその部会の運営事業</p> <p>(3) 採用システムの評価及び検討に係る事業</p> <p>(4) システム構築の準備に係る事業</p> <p>(5) システムの周知に係る事業</p> <p>(6) システム導入支援（参加予定施設への啓発、現地調査及び地域ごとの説明会の開催をいう）に係る事業</p> <p>(7) システムの構築に係る事業</p> <p>(8) 参加施設のシステムの接続に係る事業</p> <p>第 3 条～第 11 条 (略)</p>

新	旧
<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成 30 年 4 月 4 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>2 第 4 条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>3 この要綱は、令和 2 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条、第 7 条第 6 号から第 9 号まで、第 8 条第 3 項及び第 11 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 30 年 4 月 12 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 30 年 10 月 16 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 31 年 2 月 14 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和元年 6 月 24 日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成 30 年 4 月 4 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>2 第 4 条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>3 この要綱は、平成 32 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条、第 7 条第 6 号から第 9 号まで、第 8 条第 3 項及び第 11 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 30 年 4 月 12 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 30 年 10 月 16 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 31 年 2 月 14 日から施行する。</p>